

令和7年度宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：令和8年2月13日（金）

午前10時から正午まで

開催場所：宮城県行政庁舎4階 庁議室

議 事 録

宮城県 農政部 農山漁村なりわい課

司会：ただいまから令和7年度宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。開会にあたりまして、農政部技監兼副部長の高澤より挨拶を申し上げます。

高澤技監：おはようございます。農政部の技監兼副部長の高澤と申します。皆様には御多用のところ、令和7年度宮城県農村振興施策検討委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。日頃より本県の農村振興に関しまして御指導、御助言を賜っておりますこと、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

農業・農村・農山漁村地域を取り巻く状況は依然として厳しい状況が続いております。持続可能で魅力ある食、農業、農村の実現に向けては、農業の生産性の向上や担い手の確保・育成、気候変動対策、環境負荷低減へ向けての取組などに加えまして、農村地域の活性化が引き続き大変な課題となっている状況にあります。

県では、県の農業の基本となります「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しを行っておりまして、今週の月曜日、審議会の方から答申をいただいたところでございます。今後、2月議会を経て、お認めいただければ、そのもとにこの後5年間取り組んでいくこととなります。中間見直しということで、農業者、食に関する事業者、消費者が共に創っていく共創力強化につきまして、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の目指す姿である「豊かな食」、「儲ける農業」、「活力ある農村」の実現に向けて、引き続き取り組んでいくこととしております。

その中でも、基本計画の指針の1つであります「ひと・もの・ちえを総動員した持続可能な農村の構築」に向けては、地域人材の育成や関係人口の拡大を図るほか、地域の農産物や文化・景観といった多彩な地域資源を活用したなりわいの創出への支援、加えて、昨年も話題になっておりますが、野生鳥獣、特にクマなども含めた野生鳥獣による被害防止対策などについても、引き続き取り組んでいかなければならないと考えております。

本日は、本検討委員会の議事となります「多面的機能支払交付金事業」「中山間地域等直接支払交付金事業」「みやぎの地域資源保全活用支援事業」の3事業につきましても、活力ある農村社会の実現に向けて重要な施策と考えておりますので、御出席の委員の皆様には、是非活発な議論をいただきたいと思っております。

県といたしましても、いただいた御意見につきましては、しっかりと受け止めて、今後の実効性ある農村振興施策に生かしていきたいと考えておりますので、本日はよろしく願いしたいと思っております。

司会：なお、高澤技監におきましては業務の都合上、ここで退席いたしますので御了承願います。

はじめに、本日御出席いただいております皆様の御紹介につきましては、出席者名簿に代えさせていただきますので、御了承願います。なお、名簿の県庁関係の2番目、吉村課長ですが、本日急遽体調不良により欠席となりますのでよろしくお願いいたします。

また、本日使用する資料につきましては、お手元の「当日配布資料一覧」のとおりでございます。不足などがございましたら説明の途中でも結構ですので、お申し出いただければと思います。

続きまして、定足数について御報告いたします。本委員会の定足数は委員の半数以上となっ

ておりますが、本日は委員8名全員の御出席をいただいておりますので、農村振興施策検討委員会条例第5条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

また、本委員会は県の情報公開条例に基づき公開としておりまして、本日の議事録は後日公表となりますので御承知願います。なお、議事録作成のため、本日の会議はICレコーダーにより録音をいたしますので、御発言の際にはお名前をおっしゃっていただき、事務局が持ち回るマイクを御使用願います。

それでは、開会にあたり、伊藤委員長に御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

伊藤委員長：皆様、おはようございます。御紹介いただきました伊藤です。久しぶりに仙台が快晴の冬晴れで、気持ちのよい朝でした。また本日は、本委員会の委員と専門委員が全員揃っているということも、とても嬉しく思っております。

皆様には大変お忙しいところ、今回、令和7年度宮城県農村振興施策検討委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本検討委員会は、先ほどの高澤技監の話にもありましたように、宮城県の農村振興を図るため、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、みやぎの地域資源保全活用支援事業の3事業について、評価・検討することが目的になっております。

本日は、各事業の今年度の実績と来年度の実施計画を踏まえながら、各事業の課題等を議論していきたいと思っております。非常に時間は限られておりますけれども、委員の皆様から忌憚のない御意見、御助言をいただきますとともに、本日の検討委員会が宮城県の農村振興のますますの発展に寄与するよう、実り多い会となりますことを祈念いたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：ありがとうございました。それでは、これより議事に入っております。農村振興施策検討委員会条例第5条第1項の規定により、委員長が議長となることになっておりますので、ここからの進行は伊藤委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

伊藤委員長：はい、それでは、これより議長を務めさせていただきますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本委員会では、運営要領第2条に規定されている事業・制度等について、実施状況の点検や計画的かつ効果的な事業の推進に関する検討を行うこととされております。

本日は、本規定に基づき3つの事業について、今年度の実績見込みや来年度の計画、事業の課題等について、最初に事務局から報告をさせていただきます。その後で、皆様から忌憚のない御意見、御助言を頂戴できれば幸いです。

それでは、次第に従いまして、(1)多面的機能支払交付金事業について、事務局から説明をお願いいたします。

由利班長：交流推進班の由利と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただ

きます。資料は右肩に「資料1」と記載のあるものを御覧ください。1ページを御覧ください。令和7年度の実績についてということで、現時点での見込みの数値が入っております。最終的な実績の数値につきましては、来年度の初回の検討委員会で御説明させていただきます。

令和7年度は対象となる市町村が32、組織数が949組織、認定面積として7万4,720ha。農振農用地のカバー率が64.2%となっております。これは県内の農振農用地の約3分の2で、この多面的機能支払交付金の取組が行われていることとなります。増減につきましては、市町村が1減となっておりますが、こちらは塩竈市の組織が高齢化を理由に令和6年度末で活動を中止したことによるものとなっております。組織数は7減、認定面積は517ha増となっております。組織数は減となっておりますが、認定面積が増となっております。これは主に、活動を中止した組織の面積よりも、新規組織の面積の方が大きかったことによるものとなっております。

続きまして、イ、環境保全型農業直接支払交付金から移行した取組についてです。長期中干の件数が2件、実施面積が295ha。冬期湛水が14件、実施面積が181haとなっております。冬期湛水の取組が令和6年度に比べて減少しておりますが、こちらは環境保全型農業直接支払交付金から多面的機能支払交付金に移行したことによりまして、5年間で取組面積を拡大しなければいけないという要件が設定されたため、取組を見送る団体が出てきたことが主な原因と思われまます。

2ページを御覧ください。まず、配布資料の修正をお願いしたいのですが、ウ、防災・減災地域共同活動と書かれている後に「支払」の2文字の追加をお願いいたします。ウ、防災・減災地域共同活動支払交付金について、こちらは国土強靱化地域計画に基づく事業としまして、令和7年度国補正から新たに創設された事業となっております。

事業内容は、多面的機能支払交付金の施設の長寿命化のための活動からの切り出しとなっております。田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設の整備を支援するものです。今年度につきましては、大崎市の20組織で実施をしております。

交付額につきましては、全体で27億9,200万円ほどとなっております。昨年度から679万円の増となっております。増えた主な要因としましては、先ほど説明いたしました防災・減災地域共同活動支払交付金が創設されたことによるものです。

続きまして、活動実績になります。ア、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組みとしまして、市町村担当者会議や説明会、組織支援研修会などを開催いたしました。

続きまして、4ページはこれまでの多面的事業の推移を表したグラフとなっております。5ページは、市町村ごとの取組状況の一覧を添付しております。後ほど御覧いただきたいと思っております。

7ページからが、令和8年度の計画となります。令和8年度の計画としまして、市町村の数が今年度と変わらず32、組織数が7組織増の956組織、面積が428ha増の7万5,148haとなっております。また、環境負荷低減にかかる取組、みどり加算の取組面積につきましても、令和7年度より実施面積が増える見込みとなっております。

次に、活動計画についてです。こちらは令和7年度とほぼ同じ内容となっておりますが、引き続き活動組織と連携しまして、維持管理の継続、管理費の負担軽減などのメリットを土地改

良区に説明し、連携・事務受託を推進して、活動組織の継続につなげていきたいと考えてございます。

続きまして、10ページの方を御覧ください。活動組織の活動継続に向けた取組についてです。まず、土地改良区等への事務委託の状況についてですが、事務委託をしている組織は60組織ございまして、全組織の6.4%となっております。事務を受託している団体は、16の改良区と3つの協議会などの19団体となっております。役員のみ手不足等の課題に対応していくため、引き続き研修会等でもお話をさせていただいて、事務受託を推進していきたいと考えてございます。

次に、活動組織の体制強化に向けたマッチングについてです。今年度、国の方で活動参加者の減少といった課題がありますので、活動組織の体制強化を進めていくため、活動組織と外部団体等のマッチングの仕組みを作りましょう、と全国的に取組がなされております。当県につきましては、宮城県多面的機能支払推進協議会のホームページにおきまして、支援可能な外部団体等を募集し、支援を希望する活動組織に情報提供いたしまして、マッチングを図っていく予定としております。説明は以上です。よろしくお願いたします。

伊藤委員長：はい、ありがとうございました。ただいま事務局からの説明がありましたが、説明の内容等について、皆様から質問、御意見等ございましたら、挙手の上御発言をお願いいたします。御発言の際には、事務局がマイクをお持ちしますので、少しお待ちいただければと思います。それではいかがでしょうか。はい、江畑委員からお願いします。

江畑委員：細かいところで恐縮なのですが、実績はまだ見込みなので動く余地があると思うのですが、7ページのイ、環境保全型農業直接支払交付金からの移行したみどり加算への取組の令和7年度実績と、1ページの環境保全型農業直接支払交付金から移行した取組の実施件数が違っているような感じがあるのですが、これは実績だと直せるということですか。

由利班長：すみません。7ページの実施件数を14に修正をお願いいたします。

伊藤委員長：はい、他にいかがでしょうか。庄子委員お願いします。

庄子委員：資料について2点お伺いさせていただきます。

まず1点目ですが、1ページ目にある新規組織について、14組織が設立されたとのことですが、この点に何かしらの傾向や背景があるのではないかと感じました。設立に至った理由やきっかけ等がありましたら、御教示いただけますと幸いです。

2点目は、10ページ目の最後に記載されているマッチングについてです。来年度から本格的に開始されるとのことですが、もし現時点で動きがあるようでしたら、その状況についてお伺いできればと思います。例えば、農村側の活動組織からのニーズが多いのか、それとも外部からの支援意向が多いのかなど、全体の傾向を御教示いただけますと幸いです。

由利班長：新規組織につきましては14組織という記載がございますが、そのうち2組織は実は復活となっております。復活と言いますが、1回廃止して1年ちょっと様子を見て、また次の年に復活という組織が2組織ほどございました。なので、純粹に新規組織としては12組織が今回立ち上がったということですが、やはり同じように農業・農村で草刈りをしていても、お金とか労務賃をもらえないというのは、持続的に続けていくためには交付金を受けた方がいいよねということで、隣の地区ですとか、市町村が普及をしていただきまして、今回そういった組織の合意形成が図られたところから、設立がされているような状況となっております。一度辞めますと、その年は交付金をいただけないという現実を目の当たりにして、やはり復活しようといった合意形成がなされたというふうに聞いております。

庄子委員：辞めてしまったところでも、働きかけによっては復活していただけるということですね。

由利班長：はい。

マッチングの方は、当県では組織からの要望ですとか、業者からの要望もあまりそこまで出てきている状況では今のところないですけれども、国の入札制度が改正されまして、こういった多面の組織に協力している事業者さんにつきましては、加点ポイントがつくといった入札制度が国の方でできたことを機に、一部の業者さんがやはりお手伝いしたいというお声も上がっている状況となっておりますので、今回、ホームページを通じてそういったマッチングを進めていけたらなと思っております。

庄子委員：ありがとうございました。

伊藤委員長：今の話で手を挙げる業者というのは、どういった業者でしょうか。

由利班長：私が知っている範囲ですと、建設コンサルタントさんですね。

伊藤委員長：はい、ありがとうございました。これからさらに多くの方に参加してもらうことが必要になると思いますので、よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。では、遠藤委員からお願いします。

遠藤委員：報告ありがとうございました。10ページの3の(1)、事務委託の状況についてのごとを教えてくださいたいのですが、事務受託を推進し、かつ、広域化を図っていくということで、毎回アンケートなどを拝見すると、やはり事務が大変、煩雑ということが毎回出てくるわけなのですが、事務受託の増加率みたいなものと、事務部門の現場の担い手の皆さんを見たときに、思ったより受託率がそんなに高くないんだなということで、不思議な感じがするので、アンケートでは大変だという思いがあって、でも受託率は低い。その理由というのは、

多分いくつかあると思いますので、そういったところをお聞かせ願えますでしょうか。

阿部部技術副参事：確かに、もっと受託が進んでもいいんじゃないかという感じに思われると思うのですが、そこにネックになっているのは、一番は、ヒアリングした感じでは受託料があります。結局、委託料としてお金を土地改良区にお渡しするのですが、それがもったいないという意見が結構ありまして。委託料をどうやって決めているかという話もあるのですが、それもお互いの契約ですので、組織や改良区によっては全然まちまちですね。何パーセントと決めているところもありますし、1組織いくらという金額のところもあります。その辺がまだ我々としても情報整理できていなくて、その点を整理した上で、今後進めていかなければいけないとは思っておりますが、県としても、なるべく事務が大変だという声に対しては、改良区さんの方に委託を検討してください、という話をしているのですが、そこで一步踏み出せないというところが、事例などの情報があれば「じゃあ、うちもやってみようか」という話になると思いますので、研修会などもやっているのですが、今後はそういった相談に個別に対応していくような形で進めていければなというふうに考えております。

遠藤委員：民間ですとその受託料の比較みたいなものがあって、事業所が委託する先を選べたりするのが通常だと思うのですが、やはり地域の団体や地域の組織と紐づいていると、他を選ぶのが難しくなると、値段交渉などがしにくかったりするのです。でも、おっしゃったように、受託料のところというのは、やはり協定団体さんもとても気になる場所だと思うので、何かそこでうまくやってくれる方法があるといいですね。

阿部部技術副参事：先ほどのマッチングの話と繋がるのですが、うちの県としては、支援していただきたい活動組織さんをホームページ上に挙げて、そこで支援したい建設コンサルタントさんなどがそれを見て支援したい、と手を挙げていただく形でマッチングを進めたいと思っております。ただ、例えばそれが複数出てきたらどうするのか、そうすると、やはり金額の大小になるのか、とその辺の検討がまだ及んでいないところもありますので、これは来年度から進めたいと思っておりますが、やりながらその辺を検討して、行っていきたいというふうに考えております。貴重な御意見ありがとうございます。

伊藤委員長：はい、他にいかがでしょうか。佐々木専門委員、お願いいたします。

佐々木専門委員：1ページの活動中止で15組織減となっておりますが、この内訳はありますか。マッチングのお話もありましたし、あと説明の中で「高齢化によって」というお話もあったのですが、よく農村では「集落のリーダー不足で」というところも聞く時があるのですが、この15組織というのはどういった内容で活動を中止しているのが多いのか、お聞かせていただければと思います。

由利班長：やはり、合意形成の中で「事務負担が多いので、なかなか続けていくのは難しいね」

といった中身ですとか、あと活動に参加されている方が一部の方に偏ってしまって、その方に負担が出てきてしまっている状況などなど、各地区によって状況は色々だとは思いますが、やはり総会での合意形成の中で「これは続けていけないね」というところが出ているという話を聞いております。

佐々木専門委員：その時に、先ほど事務委託というのがあったのですが、そういったお話が、解散、辞めるところで出ているのかなと思ったのですが。面積的には、新しくなったところが面積が多いのでトータルで増えているということですが、結局、その15組織のところは何もなくなっちゃっているわけですね。その辺がどうなるのかなと思いました。

由利班長：今後、事務の方も簡素化するという国の方針もございますので、例えばオンライン、スマホで日誌をその事務委託先に送って、簡易的な取りまとめが進められたり、そういった事務の簡素化が進んでいけば、だいぶ皆さん活動がしやすくなるのではないかなと思っております。

伊藤委員長：よろしいですか。今事務局からお話がありましたが、国の事務簡素化に合わせてAIなども使いながら事務作業を効率的にやろうという動きは一層加速すると思います。その一方で、先ほどのマッチングなどをやってくれる民間事業者が、きちっと業務をやってくれるかどうかの確認が、今後の課題になってくるのではないかと思います。これに関連してですが、土地改良区への委託が一番の柱になると思いますので、要望や課題などありましたら、千葉専門委員からお話をいただきたいと思います。

千葉専門委員：今の話でございますが、委託することで事務量の軽減はされるという一方で、やはりせっかくいただいた交付金を有効に使いたい、という御意見との、狭間の中での多分こういう数字なのかなというふうに思っております。深くは調べてはいないのですが、やはり委託する場合の委託料が適正なのか、というようなところをもう少し県の方でも調べていただいて、例えば人件費相当だけではなく、それにかかる色々な事務経費を率計上していただくとか、もう少し改良区としても受け入れるメリットがあるというような、そういったところをお考えいただければなというふうに思っております。

せっかくですので、私の方からも質問してよろしいでしょうか。2ページですが、ウの防災・減災地域共同活動支払交付金ということで、先ほど御説明ございましたように、7年度の補正から今回創設された事業というふうに承知しております。これによりまして、施設の長寿命化対策もかなり進むのではないかと。やはり、改良区さんから色々お話を聞きますと、なかなか長寿命化の予算が潤沢に張り付かないという色々なお話も聞いておりますが、一方で、これ補正予算ですので、なかなか予算規模も事前にわからないというのは、言い方が悪いですが、少し不安定な予算措置という中で、県として、現場のニーズにこれは十分応えられるような制度になっているのかどうか、そこら辺をお伺いしたいのが1点です。

もう1点ですが、先ほど活動中止というようなところがございましたが、里山周辺のこうし

た活動というのは、今話題になっております鳥獣害対策に一定の効果があるのではないかと、素人ながら思っております。よく調べますと、この多面的機能の制度の中でも、例えば鳥獣緩衝帯の設置ですとか、その維持管理は活動として認められているようなのですが、例えばですが、クマやサルが誘引するようなカキやクリなどの取り残しを収穫する支援活動ですとか、あるいは「もう採らないよ」というカキの木の伐採等の活動について、この多面的機能の制度で活動として認められているのかどうか、そこら辺をちょっと教えていただきたいなというふうに思っております。

伊藤委員長：貴重な御意見ありがとうございます。事務局から回答をお願いいたします。

由利班長：まず、防災・減災地域共同活動支払交付金につきましては、基本的にその流域治水プロジェクトの流域内の排水施設のみに支援できるとなっております。長寿命化の活動としましては、用水路のコンクリート製品の布設を希望する組織の方が結構多いという現状もございますので、そういった面では100%合致するものではないような状況にはなっております。ただ、用排水兼用の水路ですと、排水としてこの防減災交付金で整備することが可能となっておりますので、地域それぞれ事情があると思いますが、積極的にこの交付金の方を活用していただくようにお話ししております。この防減災の交付金が設置されたことによりまして、その分、長寿命化の予算が昨年度と同じくらいついておりますので、そういった意味では、長寿命化対策としましては、比較的大きい予算を確保できたと今年度は思っております。

2つ目の鳥獣害対策についてですが、柵の設置等は共同活動の方でできるとなっております。ただ、誘引果樹の伐採までは、ちょっと今お答えできないので、調べましてお答えさせていただきたいと思っております。すみません。

氏家班長：私の方から、鳥獣害の関係で補足させていただきます。基本的に多面的機能支払交付金、それから中山間直接支払交付金等での、鳥獣害対策関係の活動についての活用の方について、確認は必要ですが、可能かなというふうな認識はしております。

そもそも「鳥獣被害防止総合対策交付金」の方で、こうした放置果樹の伐採や枝払い、それから周辺環境の整備というような形の緩衝帯の整備などは、鳥獣の交付金の方でまず活用が可能となっておりますので、市町村の方針として、まず使える方を優先して使うというような形で対応されているのかなというふうに思います。その上で、鳥獣の交付金の方で回らない活動について、中山間であったり多面であったりという中での活用をする、というような形になるのかなというふうに認識しております。

伊藤委員長：はい、ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。会議の最後に全体を通して御質問や御意見を受け付けたいと思います。それでは（1）多面的機能支払交付金については皆様からたくさん御意見いただきましてありがとうございました。時間の都合もありますので、次に進ませていただきます。

続いて、議事の（2）中山間地域等直接支払交付金事業について、事務局から説明の方をお

願いたします。

氏家班長：中山間振興班の氏家です。私の方から、中山間地域等直接支払交付金について御説明をさせていただきたいと思っております。座って説明をさせていただきます。お手元の資料2に基づき説明をさせていただきます。表紙をめくっていただきまして1ページ目をお開き願います。

中山間地域等直接支払制度の令和7年度の実績の見込みについてですが、こちらは多面的機能支払交付金と同じように年度が明けてから確定をさせていただきますので、その際に改めて詳細の説明をさせていただきますけれども、今の見込みという形でお話をさせていただきたいと思っております。

取組面積につきましては、主な増減の理由のとおり、岩沼市の方が新たな取組を始めましたことによりまして、令和7年度よりも面積が10haほど増となっております。

それから、協定面積の減や協定の廃止などに伴い減となったものを合わせまして、市町村数が1増の14、協定数が28減の188、面積が202ha減となりまして、2,040haというような形で、面積の方は前年度比率で約91%というふうな形となっております。

続きまして、交付額ですが、主な増減理由のとおり、第5期対策から第6期対策の方に期が変わりまして、本体交付金・各加算の申請の方の減に伴いまして、対前年比率94.7%の、3億2,165万8,000円というような形となっております。交付額としては、1,787万円の減額となっております。減額になった理由につきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、協定数及び取組面積の減によるものとなっております。

続きまして、3の活動実績につきましては、①としまして担当学会議、支援研修会ですが、市町村の担当学会議につきましては令和7年5月28日に開催しておりまして、市町村の担当者及び県の地方振興事務所担当者を対象に、事業説明や注意事項などについての説明を行っております。参加者の方は34名という形になります。協定活動支援研修会につきましては、令和8年2月2日に、共同活動の際の安全対策についての講演と、6期対策から始まったネットワーク活動計画やスマート加算の内容を中心に情報提供を行ったものでございます。

続きまして、②の指導及び支援体制の強化でございますが、抽出検査といたしまして、令和7年の12月から令和8年の2月に実施されたもので、各協定の方で適切な活動が行われているかどうか検査を行うものでございます。市町村からの要請に応じまして、地方振興事務所の方も一緒に指導を行い、支援をするものでございます。

続きまして、2ページの方になります。こちらの表1が、中山間直接支払交付金の令和7年度の実績見込みについて、市町村ごとに整理された表でございます。また、表2の方は、第1期対策から現在の第6期対策までの実績で、協定数や実施面積の変遷の方が確認できるという形となっております。こちらの表につきましては、後ほど御確認していただくということで、詳細の説明については省略させていただきます。

続きまして、3ページ目の2、令和8年度計画について御説明を申し上げます。(1)の取組面積ですが、令和8年度の組織数は1増えまして189組織、取組面積は40ha増えまして、2,080ha、交付額は3億3,000万円という予定になってございます。主な変更内容につきましては、仙台市と白石市の方で1協定増えます。それから、川崎町の方で協定の統合

が進みましたことによりまして、1協定減となりまして、全体としては1協定増の40haの増という形になっております。

それから、令和8年度の計画の(2)になりますが、こちらも令和7年度と同様の取組について考えてございまして、担当者会議の開催、活動支援研修会の開催となります。それから指導及び支援体制の強化ということで、同じように抽出検査の実施の方を行っていきます。それから事業の評価と推進体制の検討としまして、この会におきまして、さまざまな検討をしていただきたいと考えてございまして、実施状況の公表でございまして、こちらは毎年度行っておりますとおり、ホームページ等で実施状況の方を公表していきたいと考えてございまして。

続きまして、4ページの方になりますが、こちらは農林水産省の方で作成しております「中山間地域等直接支払交付金の令和8年度の概算要望にかかる資料」となっております。中山間地域等直接支払交付金の概要について記載してございまして、後ほど御覧いただければと思います。

次に5ページ目の方になります。こちらは第6期対策における交付金の現状と課題についてになります。まず、(1)全国的な課題・方向性でございまして、集落協定の構成員の高齢化がやはり進んでおりまして、共同活動を行うための体制の方が脆弱化をしております。次に、廃止になりました協定の9割につきましては、10ha未満の小規模な協定でございまして、廃止の理由につきましては高齢化による人材不足によるものとなっております。協定の方が廃止となれば農地の荒廃化が進行する恐れがあるため、将来に向けて共同活動の継続ができる体制作りが必要となっております。6期対策の方で、協定の統合や多様な組織の参画によりまして「ネットワーク化加算」というものが新たに創設をされております。また、満額の交付となる体制整備単価をもらうために、ネットワーク化活動計画を作成することが必要となりましたが、基本的に、協定の統合や多様な組織の参画を図って、協定の存続を図っていきたいという考えから、こうした形で加算、それから活動計画の作成というものが6期から示されてございます。

続きまして、本県の現状と課題になりますが、以前に市町村担当者の方から聞き取りを行ったものから、主な意見などについて抽出したのになります。1つ目は、やはり構成員の高齢化によりまして継続は困難ですという意見や、あと5年間継続できる自信がないと考える協定が、聞き取りの中で数組織ございました。次に、実際に6期対策に移行して28協定が減となりましたが、全国の傾向と同様に、廃止された協定の方は10ha未満の協定がやはり9割であり、廃止の理由となっているのは、やはり同じように高齢化による人材不足によるものとなっております。6期対策の方は継続可能と考えておられても、今後の構成員の減少などによりまして、維持管理が追いつかない、そういった農用地は外していくという考え、それから規模縮小した協定や、次の7期対策の継続は難しいと考えている協定も多い状況となっております。協定の統合などによる広域化につきましては、意見として一番近い協定でも距離が遠い、中山間の特殊な地形の関係がありまして、どうしても沢があつて、隣の沢とは距離が遠いという状況もありまして、物理的に統合が難しいというお話や、距離が近くても協定の運営方針が違うという部分、中山間地域等直接支払交付金につきましては、共同活動に使う分と、個人の収入に入る部分というのがありまして、この割合などが協定によって違うといった状況で、な

かなかそういった意見のすり合わせが難しいという、運営方針の違いでの統合が難しいという意見が多くございました。第6期対策の方からネットワーク化加算やネットワーク活動計画の作成などの新たな取組が始まっているのですが、協定の統合や多様な組織の参画の計画を作成するというのが、組織にとってやはり非常にハードルが高く、実際に今年の6期対策の方で、ネットワーク化加算を活用した協定は1組織のみというような形になってございます。構成員の方が多い協定におきましても、共同活動に参加する構成員は、先ほど多面的機能支払交付金の方でもお話が出たのですが、いつも同じ人だったり、やはり事務処理を行う人が1人しかいないといった意見が多く聞かれまして、負担がやはり偏っているという意見が非常にありました。

次に、(3) 本県の第6期対策の方針ですが、統合などを実践していくというのは非常に難しいというふうに、現状からは考えてございます。まずは、研修会の開催や関係機関の支援といったところから、可能なところからの体制作りを強化して、促していきたいと考えてございます。2つ目ですが、協定の統合の方については難しいという状況がございしますが、そちらについてではなくて、多様な組織、例えば同じ集落に存在する自治会などといったところになります。そういった身近な組織との連携が図れないかという部分を検討を進めていきたいと思っております。3つ目ですが、耕作者の意向や地域の状況など関係市町とも情報共有を図りまして、協定の負担にならない支援を行っていきたくて考えております。やはり、先ほどのネットワーク化加算などを無理に進めるというのは、どうしても協定の方としては、推進していきけるような体制を取るのが難しいということもあって、頑張りましょうというのは簡単なのですが、組織を継続していくためにはやはり無理をさせることはちょっとできないのかなと考えております。以上が、中山間地域等直接支払交付金の説明になります。どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤委員長：はい、説明ありがとうございました。それでは、皆様の方から御質問、御意見などありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。遠藤委員お願いします。

遠藤委員：御説明ありがとうございます。5ページの(1)のネットワーク化加算のところを伺いたいのですが、このネットワーク化加算というのは、資料に「上限年100万」と書いてあるのですが、初年度だけいただけるものなのか、それとも、ネットワーク化を今年は1団体、次の年はもう1団体という形で少し広げていくと、毎年いただけるようなものなのか、特徴をもう少し伺いたいなということと、あとは、「多様な組織」というふうにお書きいただいているのですが、自治会以外、先ほど建設コンサルタントの会社というのもありましたが、それ以外にも例えばということで、こういうところもかなり可能性があるのではないかとこの組織の例を教えていただけたらなと思います。以前、こちらの委員会で七ヶ宿に視察に行った時に、お米の集団営農をされている会社があって、農業だけじゃなく地域の運営も難しくなっている中で、そういった地域に密着した株式会社などが、かなり地域運営と農業運営に今後関わってくる方向なのではないかというお話もその時伺った記憶があるのですが、そういったことも含めて情報を教えていただければと思います。

氏家班長：ネットワーク化加算につきましては、協定ごとでネットワーク化を進めることで、毎年、上限100万円をいただけるという内容になっております。それから、多様な組織につきまして、今お話あったように、中山間地域等の中にある営農法人さんなどとの連携というのは、進められる部分には進めていきたいと思っはいるのですが、やはり法人さんがあるところの地域というのは平場の方が多くて、中山間地で法人さんで経営されているところというのは、そんなに多くない、個人で営農を続けられている方の方が多いという印象がございまして、なかなか難しいのかなというふうな印象を持っております。

あとそれ以外、先ほど自治会などとお話をさせていただいたのですが、地域の中で、自治会に限らず、農家・非農家の方で運営されているような団体なども、一応連携として考えられる対象になるのかなと思うのですが、ここも実は難しいところがありまして、やはり中山間地にある、集落協定をやっているようなところというのは、実は自治会も集落協定も、それ以外のさまざまな運営組織もほぼほぼメンバーが一緒だという状況になることが多くて、同じような色々な組織があっても、実はメンバー変わらないという状況があって、なかなか進みづらいうという現状があるというふうに認識しています。

伊藤委員長：よろしいですか。他にいかがでしょうか。古関委員お願いします。

古関委員：先ほど鳥獣害などの対策について、中山間地域の交付金からも出ているということだったのですが、こういうのを活用して鳥獣害対策をやった協定というのは一体どれだけあって、どのような対策などで交付金が出ているのか、教えてください。

氏家班長：中山間地域等直接支払の取組の方で、鳥獣害対策可能ですというお話をさせていただいております。今年度に限って言いますと、今年白石の方などで、スマート農業加算の方を使いまして、ニュースで御覧になった方もいらっしゃるかと思うのですが、「モンスターウルフ」という、オオカミの形をした、追い払いの、声が出たり音が鳴ったりするような形のものを導入されている市町村の協定もございまして。あとは先ほども言ったように、柵張りの賃金に使ったりというような事例もあるということで、詳細に数まではちょっと抑えてはいたないですが、そういった取組をされているところがあるというのは認識しております。

伊藤委員長：はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。庄子委員お願いします。

庄子委員：御説明ありがとうございました。

5ページの「本県の現状と課題」において、距離が近くても運営方針の違いから広域化や統合が進まないという点についてです。

例えば、統合した上で、従来の協定単位に応じて資金を配分し、その後の使途については各組織が裁量を持って運用するといった形は制度上可能なのでしょうか。

統合というと、運営方針の一本化が前提になる印象がありますが、方針は一定程度維持した

まま、例えば事務手続きなど最低限の部分のみを共同化するような「緩やかな統合」のあり方も考えられるのではないかと思います。統合のあり方について、教えていただければと思います。

氏家班長：今お話いただきましたように、統合した中で、元々の協定ごとに、共同活動と個人の収入にする分を上手く分けたいのではないかと、というお話なのですが、基本的に協定の統合というのは活動を一緒にします、ということが大前提になる中で、実際一緒に活動するようになると、「あっちの方ではいくらもらっていると言っているけれど、俺はいくらなんだ」という不公平感みたいなものが、やはりどうしても出てきてしまうというところがあります。例えば隣の集落は共同活動に7割使っています、うちは半分が共同活動だといった時に、やはりその不公平感を取り除くことが難しいというふうに、どうしても個人収入になる方が多い方を各個人の方は望まれる、でも、維持していくためには共同活動を多くしなければならないというバランスが課題になって、その辺のすり合わせが難しいというところがあるとは聞いています。

庄子委員：県の方で、例えば共同活動は何割ぐらいにしてください、と示すことは難しいのでしょうか。

氏家班長：これについても今、各協定で、共同活動100%だったり、個人収入が100%だったり色々な協定がございます。それに対して、国からも方針は示されていないくて、あくまでもこの割合については各協定で決めるという前提になってございます。こちらの方、やはり一定の方針を示すという形になると、どうしてもハレーションが起きてしまう可能性が高いのかなと推測しているところでございます。

伊藤委員長：ありがとうございます。本当に悩ましい問題で、どう解決したらよいか、もう少し継続して考えていきたいと思えます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは(2)中山間地域等直接支払交付金の説明を終了して、続いて議事の(3)柵田地域振興法にかかる宮城県の取組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

氏家班長：お手元の資料3の方を御覧ください。こちらは柵田地域振興法にかかる宮城県の取組みについてになります。まず、(1)宮城県の柵田地域振興法関係の状況について御説明をいたします。令和元年に議員立法によりまして柵田地域振興法が成立し、同法律に基づきまして、柵田地域の振興に関する基本的な計画について閣議決定がなされました。この法律及び方針につきましては、貴重な国民的財産でございます柵田を保全して、多面的機能の維持・増進を目的としてございます。

柵田地域振興法における指定柵田地域に指定されることによりまして、柵田地域振興関係事業によるさまざまな優遇措置を受けることができます。指定柵田地域のうち一定条件を満たす柵田につきましては、先ほども御説明しました中山間地域等直接支払交付金における「指定柵

田地域振興活動加算」、一般的に「棚田加算」と呼ばれるものになりますが、こちらの加算を受けることが可能となっております。

また、法施行時は令和2年から令和6年までの時限立法でございましたけれども、令和11年度まで5年間の延長がなされてございます。法延長に伴いまして、加算を受けるために必要な「棚田地域振興活動計画」を内閣府の方に再申請してございます。県内の指定棚田地域で再申請を行いました地区なのですが、残念ながら、登米市の方で1地区、令和7年度から加算の方を取り下げました。また岩沼市の方では、令和7年度から新たに1地区取組を始めましたので、継続地区と合わせまして3地区になります。

(2) 指定棚田地域の定義と(3) 中山間地域等直接支払交付金における優遇措置につきましては、前回も御説明しておりますので割愛をさせていただきます。

続きまして、(4) 棚田地域振興活動加算の目標について御説明をします。丸森町大内青葉集落協定、栗原市若柳蓬田集落協定につきましては、法延長に伴いまして、令和7年度に再申請を行ったものになります。岩沼市志賀集落協定におきましては、令和7年度から新たに取組を始めたものになります。これらの地区におきまして、実施要領の運用の第8の2(2)に基づきまして、加算の目標について委員の方々に確認及び意見の方をお願いしたいと思います。めくっていただきまして、1番上にあります「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用の第8の2」に基づきまして、委員の皆様から意見をお伺いしたいと思います。

まず、丸森町大内青葉集落協定の目標になります。ア、棚田等の保全ということで、①が耕作放棄地の発生防止及び解消になります。当該地域は中山間地域等直接支払交付金の協定区域と同一の区域であることから、集落協定に基づく活動と合わせて保全に取り組み、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに解消を目指していく、という内容になっています。棚田の維持管理のみの農地が25ha、うち2haでエゴマやソバ、大豆、景観作物等の作付を行うとともに、従来水稲作付け水田の復活を行っていくというふうになっております。

②が担い手の確保ということで、農地保全に取り組む人数を増加させるということで、援農ボランティアや環境美化活動などを行う地区団体の青葉女子会というものがございまして、こちらの方で、令和6年度末での延べ20人を、令和11年度までに延べ50人に増加させるという目標となっております。特に、地域出身者で近隣市町村在住の者を中心に進めていきたいと考えてございます。

続きまして、イ、棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮ということで、③農作物の生産拡大ということで、エゴマ、ソバ、大豆、水稲の作付面積を7haに拡大していきたい。それから、エゴマやゴマ等を加工した特産加工品の試作・開発を行っていく。特産加工品を地元の直売所やイベントで販売し、販路を拡大するという目標になってます。

④自然環境の保全・活用で、教育機関等と連携をしまして、小中学生や高校生に向けた農作業体験活動を年1回実施します。鳥獣捕獲の箱わな等の有資格者を、令和6年度末現在の3人から令和11年度までに5人に増員するとなっております。⑤良好な景観の形成ということで、ヒマワリ等の景観作物を栽培する、棚田の保全の目標値となっております。景観維持活動を年3回実施するというので、清掃活動や援農ボランティアなどとなっております。

続きまして、ウ、棚田を核とした農村地域の振興ということで、⑥棚田における都市農村交

流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興。援農ボランティアを継続的に実施し、参加者を確保するという事で、年2回程度実施し、5年間で10回を目標とさせていただきます。それから、地域の行事である「青葉まつり」を再開し、年1回実施します。次に、棚田地域の施設を活用した地場産野菜の販売や地元飲食店の出店等があるイベントである「青葉温泉カフェ」を年2回開催し、年間150人の来訪者を令和11年度末までに年間200人に増加させるとなっております。

⑦伝統文化の継承ということで、宮城県指定重要無形文化財に指定されております大内青葉集落の「田植え踊り」や、丸森町指定無形民俗文化財に指定されている「青葉神代神楽」等の伝統文化の保存継承に努めますということで、青葉まつりなどの地域イベントで年1回を実施し、来訪者を誘客するとなっております。ここまでが丸森大内青葉集落協定の目標になります。

続きまして、栗原市若柳蓬田集落協定になります。ア、棚田の保全ということで、①耕作放棄の発生防止及び維持という形になります。協定農用地及び農道等の特定農用地周辺の保全管理を実施し、令和6年度の不作付地面積より1.5haの縮小を目指します。

②担い手の確保ということで、スマート農業のリモコン草刈機などを活用し、作業の省力化や効率化に努めます。活動計画の共同活動として、農用地の法面及び農道等の除草作業を年2回以上実施し、担い手が管理しやすい農用地の維持及び提供を目指します。

③生産性の向上ということで、仙台市近郊の大学との連携事業地などに活用する農用地の転作作物ということで、大豆やサツマイモ、ソバの作付面積の現状900平米を維持します。

イ、棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮ということで、④農産物の供給の促進ということで、棚田で生産されましたサツマイモを、仙台市近郊の大学との連携事業や地域の収穫祭などの時のふるまいのほか、自治会や地域の農産物直売所で販売しておりますけれども、販売額を令和6年度の1万1,000円から60%以上増加の1万8,000円以上を目標に、販売の促進を目指します。

⑤自然環境の保全・活用ということで、棚田を活用した仙台市近郊の大学等との連携事業として、農作業体験や収穫祭をそれぞれ年1回以上開催し、当該企画に医療職者と連携した食育や地域包括ケアシステムの構築の推進を目指します。

⑥良好な景観の形成ということで、農地につきましては、若柳蓬田集落協定の構成員が適切に草刈りを実施するほかに、活動組織の共同活動として、農用地の法面及び農道等の除草活動を年2回以上実施し、棚田の景観の維持を目指します。

続きまして、ウ、棚田を核とした棚田地域の振興ということで、⑦棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興。仙台市近郊の大学との連携事業を継続し、学生による農作業体験や、新たに医療職者とも連携して、蓬田地域の住民との交流の場としての棚田の活用を推進し、新たに交流人口1人以上の確保を目指します。

⑧棚田を観光資源とした地域振興ということで、令和2年度から始まりました「よもぎだフォトコンテスト」を継続し、地域の宝である棚田の魅力を市内外に発信していくものとなっております。以上が栗原市若柳蓬田集落協定の目標になります。こちらの2つの地区につきましては、継続地区ということで前対策期からも継続して行っている活動となります。

続きまして、岩沼市の志賀集落協定ということで、こちらは第6期、今期から新たに始まっ

た取組の目標となります。ア、棚田等の保全ということで、①耕作放棄地の発生及び削減ということで、協定農地及び協定農地周辺のため池等の整備を行いまして、川子沢棚田及び八森棚田、田中棚田の不作付地0.94haの削減を目指します。

イ、棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮ということで、②農産物の供給の促進ということで、令和11年度までに志賀地域の棚田で作付けした水稻について、棚田米としての28.2tを出荷し、販売額940万8,000円を目指す目標になっております。

ウ、棚田を核とした棚田地域の振興ということで、③棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興。学生等を対象とした農作業体験及び地域住民との交流を目的とした農村交流イベントを開催し、年間40名程度の参加者を確保するようになってございます。以上が各集落協定の目標になります。よろしく願いいたします。

伊藤委員長：はい、ありがとうございました。今の説明に関して皆様の方から御意見、御質問ありましたら御発言をお願いいたします。庄子委員お願いします。

庄子委員：御説明ありがとうございました。(3)の優遇措置の部分についてですが、3つ以上の目標を達成できない場合には返還の必要が生じるという理解でよろしいでしょうか。

その上で、岩沼市の志賀集落協定さんは今回初めて棚田加算を受けられるとのことですが、各分野で目標が1つずつの場合、いずれか1つでも未達成となると返還の可能性が生じるのではないかと感じました。

この点を踏まえて、あえて目標を1つずつに絞っているのか、あるいは通常は複数設定することでリスク分散を図る考え方もあるのか、そのあたりの考え方について御教示いただけますと幸いです。

氏家班長：岩沼市志賀集落協定につきまして、各目標が1つずつしかないということで、どれか1つでも目標達成しなければ返還になるのではないかと御指摘だったのですが、おっしゃるとおり、目標達成しなければ返還となります。志賀集落協定に関しては、今年度新たに取組を始めたというところもございまして、目標についてもこれから色々立てていく形になるかとは思いますが、今年度の3つの目標に関しては、新規に立ち上げるにあたりまして、市と集落とで綿密に打ち合わせを行い、計画を立てる段階で「これなら確実にやれるだろう」という達成可能な目標を選び計画を立てた形なので、今期の6期対策では目標は達成されるという認識で1つずつという形になっているかと思えます。今後これらの目標とあわせて、新たな取組をどんどん進めていけるような形に持っていければいいのかなと考えてございます。

伊藤委員長：他にいかがですか。江畑委員お願いします。

江畑委員：岩沼市志賀集落協定の目標の中で、水稻の収穫量28.2t、940万円ほど、ということなのですが、現状がわからないので、この目標数量や金額がどの程度の目標なのかかわからないのですが、先ほどのお話だと、市も入りながら実現可能な目標ということではあるので

すが、この場合は収量にしろ金額にしろ、気象条件だったり、あるいは相場なりでだいぶ変動要素が大きいのですが、この辺はどちらもクリアする必要があるのでしょうか。

氏家班長：目標としまして両方クリアする必要はあるという認識になるかと思いますが、基本的には、収量にしましても金額にしましても、地域全体の棚田から収穫されるお米の量や金額に対して、余裕は持っている形にはしていると考えられます。

伊藤委員長：ただ今の江畑委員の質問に関連して、今回の岩沼の志賀集落協定のお米は、単純に計算すると、1俵60kgとして2万円で販売されています。米の販売価格は米の需給状況で変わってきますから、下がった時にどうなのだろうという心配の御意見と理解しました。そういう意味では、売り方ですね。宮城の鳴子の米プロジェクトのような、作り手と買い手の間で長期にわたって取引できる仕組みにするとか、実際の取組のなかではそうしたことをあれこれと進めてみるのがよいのではないかと感じました。

他にいかがでしょうか。それでは石垣委員お願いします。

石垣委員：私は、丸森町の「担い手の確保」というところで、「援農ボランティア」や「青葉女子会」というお話が出たのですが、この援農ボランティアというのはやはり有償のボランティアさんなのか、無償なのか、ということをお伺いしたいのと、あと、とても嬉しいことなのですが、そうした「青葉女子会」という、女子会というくらいですので若い方なのか、それとも御高齢の方になるのかなというふうにも思うのですが、そういった方々がいらっしゃるというのはとても嬉しいなと思います。大体、年齢的にどういう方々が女子会としてされているのかをお伺いしたいと思いました。お願いいたします。

氏家班長：すみません。ちょっと年齢構成まで把握してございませんので、こういった年齢の方かというのまでは把握はしていないのですが、あと、無償かどうかというの、どうしても青葉集落というのが山深いところなので、地域から出て、周辺の白石市や角田市に住んでいらっしゃる方で、元々はその出身の方のような方をお呼びして、そうした繋がりの中でやっているというふうにはお聞きしているのですが、すみません、そちらについて、一度確認しまして、後日回答させていただければと思います。

石垣委員：よろしくお願いいたします。

伊藤委員長：他にいかがでしょうか。それでは、(3)の棚田関係のことは終了させていただいて、本日議題が多いのですが、続いて議事の(4)みやぎの地域資源保全活用支援事業について、事務局から説明をお願いいたします。

由利班長：資料4の方を御覧ください。表紙をめくっていただいて1ページとなります。みやぎの地域資源保全活用支援事業、こちらの事業の財源は基金となってございまして、平成5年か

ら9年まで造成しました6億6,000万円、こちらを原資に事業を展開しております。基金の拠出割合は、国が3分の1、県が3分の2を積み立てている状況となっております。令和6年度末の基金残高は6億5,325万3,000円となっておりますが、この基金を地方債等の有価証券で運用しております、その運用益で事業を今まで進めておりましたが、近年は利率が下がっていることから、基金を取り崩して事業を実施している状況となっております。令和7年度の基金取り崩し額は376万4,000円、基金運用益は139万5,000円を見込んでおります。

次に、今年度の主な取組としまして、ふるさと水と土指導員・保全隊に対する補助ということで、県内8つの保全隊の保全活動に支援をしております。

また、「みやぎのふるさと農美里フォトコンテスト」の開催につきましては、農業農村の魅力を広く紹介するためフォトコンテストを開催しております。こちらは審査会を昨日開催いたしまして、3月初めに公表予定となっております。また、既存のカメラ部門に加えまして、昨年度からインスタ部門というのを創設しております。若年層からの応募促進を図りまして、若い人たちに向けて発信していきたいと考えております。

続きまして、2ページの方を御覧ください。研修会の開催ということで、東京で開催されました全国研修会の参加に加えまして、みやぎ地域資源保全活用支援事業研修会ということで、県の研修会を大崎市で開催いたしました。多くの指導員の皆様に出席いただきまして、意見交換では、地域資源の保全についてより多くの人に関心を持っていただきたい、という熱い思いを持って自然指導員の皆様が活動なされております。今回、一部の指導員の皆様からは、当課のホームページなどに地域資源の保全活動の取組をPRしてほしいというお声もありましたので、現在当課のホームページにそういった内容を掲載できるよう動いている状況となっております。

④地域住民活動促進事業について、こちらは東部地方振興事務所と北部地方振興事務所が取り組んでいただきました。東部地方振興事務所は田んぼダムの模型を製作し、今後、田んぼダムの普及啓発を図っていく予定となっております。北部地方振興事務所では、世界農業遺産「大崎耕土」に関します水管理施設カードというのを制作しております、今回増刷しまして、引き続き地域資源の理解向上を図っていくものとなっております。

⑤地域住民活動の人材育成ということで、宮城県農業大学校や県内の農業関係高等学校と連携して、農業や地域住民活動に関わる人材の育成に取り組んでおります。4ページの方を先に御覧ください。4ページは宮城県農業大学校の取組となっております。農業の将来を担う人材として、世界農業遺産「大崎耕土」の伝統的水管理システムがもたらす多面的機能や農村環境の保全について理解を深めるための授業を実施しております。宮城大学の特任名誉教授の講義や、土地改良施設の見学、大崎市の職員からの講義、生き物調査といった内容に取り組んでございます。

5ページを御覧ください。今年は県内の4つの高等学校において取組を実施しております。小牛田農林高校では大崎耕土の関連施設の見学を実施。南郷高等学校では、大崎耕土を学ぶバスツアーというのを企画いたしまして、小学校4年生から中学校3年生を対象に募集し、5名の皆様が参加しております。高等学校の生徒が大崎耕土についてパネルを使って説明して大好

評だったということです。古川黎明高等学校では大崎耕土でのフィールドワークや、この取組を高校課題研究会で発表するといった活動に使っております。宮城県農業高等学校では、大学の先生や専門家から水稻肥料の商品開発や研究に御意見をいただいて、さらなる知識や技術を高める取組をしております。

次に令和8年度計画ということで、申し訳ありませんが3ページの方に戻ってください。基本的には令和7年度と同じ計画としておりますが、⑤地域住民活動の人材育成ということで、令和7年度までは主に農業関係の高等学校にお声がけをしておりましたが、令和8年度からは普通高校にも範囲を広げてお声をかけております。それに伴いまして、普通高校の5校から加えて連携の要望がございましたので、より幅広い高等学校と連携する予定となっております。引き続き、人材育成や指導員・保全隊活動への支援など、地域の貴重な資源を保全活用して次の世代へ繋いでいけるよう取り組んでまいりたいと考えております。私からの説明は以上です。

伊藤委員長：はい、ありがとうございました。ただいまの説明内容について、御質問、御意見ございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。令和8年度も今年度取り組んだものを継続して取り組んでいきたいという内容だったと思います。いかがでしょうか。専門委員の上野さんから何かございましたらいかがでしょうか。

上野専門委員：心配されるのは、高校の統廃合が今後進むのかによって、この事業が継続できるかできないかというところもあるので、そういった見通しというのはいかがでしょう。

由利班長：そこまでちょっと高等学校の方と踏み込んだ話はできてはいないのですが、新たに普通高校の方からも「是非連携させてくれ」というお話もありますので、引き続き多くの高校とは連携していきたいと思っております。

上野専門委員：地元では、特に小学校、中学校の統合も進んでおり、高校生、大学生だけでなく、せっかくの農業遺産等があるので、小学生、中学生、高校生といった形で、どういう仕組みになっているのかという勉強とあわせて、ちょうどその日のイベントを組む時、地元の春の江払いの作業だったり、秋の江払いの作業なども体験できるような形で進めていこうかなというふうなことでありますので、学校の方の都合がどうなっているのかというのも一番心配なところなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

由利班長：引き続き注視していきたいなと思ひます。

伊藤委員長：県の教育庁に産業教育の課があつて、そこで県内の産業高校の統廃合などを検討していると思ひます。そちらに「どうなつているのですか、情報を共有できますか」と問ひかけたらよいと思ひます。数年前まで宮城県の産業教育審議会に関わつていたのですが、今後10年先以降になると、少子化の影響でかなり厳しくなつて来そうです。高校だけでなく大学も同様で、そういうことを真面目に考えています。

そうした中で、統廃合の結果、場所をどこに移すかという話は地元の方々にとってはやはり関心を寄せる場所だと思います。ただ、どのような時代でも学生は一定数おられますので、農業高校であれ産業高校であれ、県内の産業人材として育成することはとても大事なことです。

その際に、統合案をもとに担当の先生や教育委員会が、「自分たちはこういう活動をしたいと考えているので、もっと情報を流して色々な人のネットワークや連絡先を共有できるようにしてほしい」と提案すると、決してマイナスになる話ではないので、前向きに考えてくれると思います。特に産業高校の担当の職員は農林水産の専門教育を受けている人が多いですから、話としては繋がりやすいと思います。

伊藤委員：南郷高校と松山と鹿島台が統合して、来年あたりから開校予定だったと思います。

由利班長：1点お伝えしたいのですが、当方の方で春先に農業高校の先生方が集まる会議に近年出させていただきまして、この事業の御説明をして「是非連携を進めたい」ということでお話をさせていただいております。ですので、統廃合が進みましても、引き続き取り組んでいただけるような働きかけを、引き続きしていきたいと思っております。

伊藤委員長：よろしくお願ひします。他、何か御意見ありますか。遠藤委員お願ひします。

遠藤委員：御説明ありがとうございます。3ページの(1)の④地域住民活動促進事業なのですが、去年は目標12団体のところ8団体だったということなのですが、せっきくの事業なので、目標どおり12団体事業ができたらと思うのですが、今後要望調査を実施とのことですが、こちらの事業がやれる主体というか組織というのは、協定のみなのか、それとも、この趣旨に合ったことがやりたいというところであれば、先ほど出たような学校が農村地域と連携して学校が申請するとか。あと調査によって該当地を決めるだけなのか、公募もされているのか。農村地域だけだと調査のスキルや経験がなくて、やりたくても手を挙げられないという地区がちょっと多い場合もあるなと思ひまして。他の農村地域と連携した会社や学校、NPOといったところも事業ができるのかというのを教えてください。

由利班長：こちらの方は「ふるさと水と土指導員」の方がいらっしゃる団体というふうには要件が決まっておりますので、取り組んでいただく際に当方の研修など受けていただいて指導員になっていただいて、あと地域の合意形成を図って取り組んでいただく状況になっております。今回の研修もなのですが、数名ほど新たに指導員になりたいというお話もいただいておりますので、地区の広がりを見せていくように進めていきたいと思っております。

遠藤委員：指導員になるには、何回ぐらい研修が必要となるんですか。

由利班長：1回です。

遠藤委員：1回で、例えば農業高校の先生や学生が研修を受けて指導員になるというのも可能ですか。

由利班長：はい、可能です。改良区の職員の方などもいらっしゃいます。

遠藤委員：組織に所属している方も研修を受けて指導員になれるということですね。

由利班長：はい。

伊藤委員長：他にいかがでしょうか。千葉専門委員お願いします。

千葉専門委員：これは要望なのですが、2ページのみやぎの地域資源保全活用支援事業、この他にも色々、大崎耕土、世界農業遺産を活用されて、農業農村の魅力をPRしていただいているということで、本当にありがたく思っているところですが、県の方もすでに御存知のとおり、本県には世界農業遺産の他に世界かんがい施設遺産ですとか、あるいは土木遺産ですとか、そういった歴史ある農業関係の地域資源がたくさんございますので、是非それらも含めまして、宮城の歴史ある農業遺産をPRしていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。要望でございます。

由利班長：引き続き検討して取り組んでいきたいと思えます。

伊藤委員長：よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。それでは(4)みやぎの地域資源保全活用支援事業を終了させていただきます。本日の4つの議事について、全て説明の上で意見交換をさせていただきましたが、今日は「その他」として、みやぎ農山漁村交流拡大推進方針(案)についても皆様からしっかり御意見をいただきたいとの意図があるようですので、最初に事務局から説明をお願いいたします。

由利班長：右上資料5-1と書かれておりますA3の2つ折りの資料を御覧ください。表紙をめぐっていただきまして、背景と目的となっております。当県では平成10年から「みやぎ型グリーン・ツーリズム推進方向」等の行動指針を策定し、20年以上にわたり農林漁家が実施するグリーン・ツーリズムを推進してまいりました。令和3年度には「農泊」という概念や関係人口の創出を図るといった概念が追加されまして、「みやぎ農山漁村交流拡大推進プラン」ということで、令和7年度までの5カ年計画として策定されております。今回その推進プランが令和7年度で終了いたします。

基本的には、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」に沿って引き続き進めていくものとしておりますが、みやぎ型グリーン・ツーリズムに携わる行政、事業者の皆様と共通認識を持って推進を図っていくために、この「交流拡大推進方針」として整理して進めていきたいと考えております。今日はこの交流拡大推進方針について、委員の皆様から御意見をいただきたい

と考えておりますのでよろしくお願いいたします。

前回の推進プランから大きく基本方針は変わっておりませんが、先日グリーン・ツーリズム協議会の方や実践者、あとコーディネーターをしている方と意見交換をさせていただきまして、

(1) 背景と目的の後半に下線が引いてある部分が共通認識として今回打ち出しております。その内容としましては、「農林漁家だけではなく、それを取り囲む多様な事業主体が関わってグリーン・ツーリズム、農泊を進めていく」ということと、「グリーン・ツーリズムや農泊というのは食や農林漁業を支えていくということが基本であり、それらを推進することで持続可能な農山漁村づくりを目指していきたい」という考えに至っております。

基本方針としましては、右のページを御覧ください。前回の推進プラン同様に、基本方針というのが地域の4つの取組となっております。「地域ではぐくむ」「地域でみがく」「地域を売り込む」「地域をささえる」という4つの取組を推進すること自体は変わっておりませんが、近年の状況を勘案しまして、重要となっているポイントや新たな動きを見据えて文言を追加しております。

追加した箇所を具体的に申し上げますと、「地域ではぐくむ」には「広域連携」、「地域でみがく」には「コンテンツの磨き上げ」、「地域を売り込む」には「販路拡大」、「地域をささえる」には、文章の中にございますが「地域に即した取り組み」を追加してございます。「地域に即した取り組み」とは、当県では農家民宿に泊まっていただくというよりも、日帰りで農家の暮らしや農業体験をしていただく農家訪問であるホームビジットですとか、農家レストランに訪問するといった受け入れが進んでおりますので、ホームビジットといった地域状況に応じた取組を推進していく、という考えを追加させていただいております。

以上を踏まえまして、基本方針の1番上に記載しておりますオレンジ色のキャッチフレーズ、前回は「ひと・もの・ちえを総動員した、多様な人々による多彩な交流」という文言でしたが、今回は農林漁家、多様な主体が取り組んでいくということや、事業者同士の広域連携が重要になっていくということから、「多彩な連携と交流による、持続可能な農山漁村地域づくり」というふうに今回設定しております。

めくっていただきまして後ろのページになります。中段のみやぎ型グリーン・ツーリズムについてですが、「農山漁村を舞台とした交流活動」について、平成10年の時には「農林漁家の主体的な取組を生み出します」となっており、農林漁家に限定するような書き方になっておりましたが、今回は共通認識を反映させまして、農林漁家はもちろん、それを取り巻く多様な主体が取り組むということで、「農林漁家を中心とした取組」というふうに記載を変更しております。簡単ですが、今回の推進方針について説明をさせていただきました。引き続き、グリーン・ツーリズム協議会や実践者の皆様と連携して、みやぎ型グリーン・ツーリズムを推進してまいりたいと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

伊藤委員長：はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、皆様から御意見、御質問ありましたら御発言をお願いいたします。庄子委員お願いします。

庄子委員：御説明ありがとうございました。

資料5-2の6ページ「農山漁村交流拡大プラットフォームの構成イメージ」についてです。地域によってはDMOが存在しないケースもあるかと思いますが、現状の図にDMOが位置付けられていない点にやや違和感を持ちました。観光の観点から見ると、DMOは地域内の多様な事業者を束ね、コンテンツとして磨き上げて発信している主体でもありますので、グリーン・ツーリズムの推進においても、DMOがある地域では連携の枠組みとして位置付けられているとよいのではないかと感じました。

次に、「関係人口」の捉え方についてです。一般的には地域外の人材が想定されることが多いかと思いますが、観光の視点からは、まず地域の方々自身が参加者となり、段階的に担い手へと移行していくプロセスも重要だと考えております。その点も意識されると、より実効性の高い仕組みになるのではないかと感じました。

最後に、「地域をささえる」という視点についてですが、例えば公園などでも見られるように、市民の多様なチャレンジを受け入れる場があることで、新たな担い手が生まれる契機になります。そうした「市民のチャレンジを受け止める仕組み」といった要素も、このプラットフォームの中に位置付けられるとよいのではないかと感じました。以上になります。

由利班長：DMOにつきましては、なかなか難しいのですが、事業者の皆様の考えが観光寄りになりすぎても、日常が非日常にさせられてしまうのではないかと、というような考えもあったりしますので、その辺、DMOの方とうまくお話をしながら一緒に進めていけたらいいのかなと思っております。

関係人口の部分ですが、担い手ということで、地域の人を意識した内容で「地域ではぐくむ」というところで書いてはいたのですが、「地域をささえる」がチャレンジを受け入れるということで、そういった取組も、地域の方と一緒に考えていけるような何かがあればいいかなとは思いますが、あくまでもこれは基本方針ですので、具体性がないものになっている部分ですので、回答が難しいところもあるのですが、貴重な御意見ありがとうございます。

伊藤委員長：確認ですが、今はまだ案の段階で、今後修正は可能ということによろしいですね。

由利班長：はい。修正は可能です。

伊藤委員長：はい。他にいかがでしょうか。江畑委員お願いします。

江畑委員：先日、農林水産祭のむらづくり部門で天皇杯を受賞された、南三陸の「入谷の里山活性化協議会」の事例発表に参加させてもらったのですが、その代表の方の話を聞いていると、今回の基本方針であげているこの項目に随分重なる部分があって、そうだなと思って資料を見ていました。選考委員の方が言っていたのでは、「他の地域との違いは何ですか」と言った時に、まず情報発信、この辺の情報発信がすごいとか、そういった話もされてましたし、あと外から入ってくる人を受け入れる受容力。そういったものもあるし、チャレンジする方々を受け入れるキャパの大きさ、みたいなものも言っていましたし、重なる部分が多いなと思っていま

した。あとやはり、もともと震災の前にも農泊に取り組んでいたけれど、震災を契機にボランティアなどで支援に入ってくる方々が、入谷を拠点にして支援活動をされた際のハブになったことで、色んな人や企業さんとの繋がりができて、それがその後の活動にも非常に役立っているといったところもあって、かなりこの基本方針の中で重なる部分もあるので、非常にそうだなと思って読ませてもらいました。基本方針での「多彩な連携と交流」というところも、まさにそういったところが表現されていて、いいのかなという感想です。

伊藤委員長：ありがとうございます。他いかがでしょうか。古関委員お願いします。

古関委員：(2)の「地域でみがく」というところで、磨き上げるという方針があるのですが、その地域の人たちが気づいていない埋もれた資源みたいなものというのはこの地域でもあって、「発掘する」というような方針、表現がどこかにあった方がいいかなと思いました。発掘しないと、磨こうにも磨けないんじゃないかという気がしました。

由利班長：貴重な御意見ありがとうございます。どの部分かにその要素を入れたいなと思っております。

伊藤委員長：20年近く前、農林水産省で地域ブランドの研究会に関わっていました。そのなかの農林水産物・食品の地域ブランドの定義を作る際に、「地元で愛されること」と「地元の人に愛着を持ってもらうこと」が何にも増して大事で、その価値を見出すのはやはり「よそ者」が多い、という意見もありました。地域の宝を見つけ出す、それを磨くといったことについても検討をしていただければと思います。

伊藤委員も意見があるようですので、お願いします。

伊藤委員：この「多彩な連携」、非常にいいなと思います。私は世界農業遺産の人たちや高校生などと連携があり、そこでレストランで食べていただいたりしているのでもいいと思いますし、先ほど言われたように、地域ブランド、世界農業遺産でも地域ブランドを立ち上げていますので、1つだけじゃなく色んな組み合わせ、本当にそれがこれからのグリーン・ツーリズムなのかなと思っています。

伊藤委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。高宮委員お願いします。

高宮委員：質問なのですが、「地域を売り込む」というところですが、ここが一番肝になるのかなと思っているのですが。「都市住民や企業に対して交流促進のため情報提供を行ったり、商談会などを通じた販路の拡大」が掲げられていますが、この辺りは誰が主体となってやっていくのでしょうか。県になるのか、それとも、それぞれのコンテンツを持たれている事業者さんになるのか、あるいは県とそうした事業者が連携してやっていくのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

由利班長：商談会の方には、実践者さんも積極的に参加されております。特にインバウンド向けの台湾やタイ、香港等の旅行の商談会等にも積極的に参加されております。県としましても、ただいま「ノースベルト」ということで、県北地域を繋いだ地域で台湾に向けてPRをしておりまして、先日台湾に出向きまして、商談会のブースでノースベルトの農泊のツアーを売り込んでまいりました。

伊藤委員長：ありがとうございます。今の質問に関連して、毎年東京で日本政策金融公庫主催の「アグリフード EXPO」が開催されています。そこでは食品などの出品が多いのですが、徐々にこうしたサービス商品のコーナーも出来てくるのではないかと思います。逆に皆様の方から作ってほしいという意見を窓口に向けていくと、やっていただけるのではないかと思います。

このツーリズム関係は農林水産省だけでなく観光庁も含め多くの省庁がメニューを持っています。それらをうまく組み合わせて推進していくのがよいと思いますので、是非そちらの方も目配せしながら取り組んでいただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。遠藤委員お願いします。

遠藤委員：こちらの方、案ということで今日示していただいたのですが、パブリックコメントなどは検討されていますか。

由利班長：そういったものは、検討はしていません。

遠藤委員：そうすると、こちらの案はオープンにして、農家の人などに意見を聞いてみるのもいいのでしょうか。

由利班長：はい。そちらは支障ございません。

遠藤委員：わかりました。では、パブコメは無いので御意見があれば皆さんに直接お知らせするということですね。

伊藤委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。私から1点だけ気になったことが、パンフレットの3ページ目ですが、基本方針(1)から(4)のキャッチコピーで、4つの全体を見た時に、3番目の「地域を売り込む」が、なんとというかお金の匂いがして、「地域と繋がる」とか、あまりお金の匂いがしない表現の方がよいのではないかと感じました。

みやぎ農山漁村交流拡大推進方針案について、まだ皆様御意見があると思うのですが、是非色々な方々にこの案を示して情報を共有していただき、意見が出てきましたら事務局に伝えていただければと思います。よろしく願いいたします。

ここでその他についても一段落とさせていただきたいのですが、全体を通じて皆様の方から何かございませんでしょうか。高宮委員お願いします。

高宮委員：資料1の10ページの(2)です。外部団体等とのマッチングの仕組みの構築に取り組むとしているということなのですが、御説明の中で入札などの際にポイントが加算されるというお話もありましたが、イメージとしては、例えば草刈りなどに参加するのは基本ボランティア的な無償のような話で、ポイントの加算で参加いただくのか、それとも、これ自体が業者さんの収益となり得るような形でのマッチングなのか、そこを教えてくださいませんか。

由利班長：こちらにつきましては、過大な収益になるものではないのですが、通常参加していただいた方にお支払いする程度を、外部団体の方にも同じようにお支払いするというを前提で考えているような形になってます。

伊藤委員長：よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。もしなければ、1点だけ事務局の方で後々検討していただきたいことがあります。多面的機能や中山間直払い、いずれもそうなのですが、宮城県の地図の中にこうした取組を落とし込む、という作業です。いくつかの組織がどこで継続していて、どこで中止したとか、新しくできました、という情報がパッと一目で見てわかるようなものです。そうしたマップを作っていただいて、この委員会でそれを見ながら検討できれば良いのではないかと思います。委員・専門委員のみんなでそのマップをもとにワークショップみたいにして、「この地域、やめたいと言っているけれど理由はこうだよ」というのを貼っていくと、実はそこには多様な担い手として、自治会だったり関連する組織があって、メンバーは同じでも存在していますよとか、ここでDMOの組織が一生懸命頑張っているよとか。色んな農山漁村の振興にミッションを持って動いている組織や人の情報を地図の中に落とし込んでいくと、解決策や今後の取組が見えてくるのではないかと思います。地図に落とし込むのは結構大変な作業かもしれませんが、そういう作業を通じて、農村RMOをここでやると面白いかも、とか、農村RMO自体が多面的機能や中山間の事務作業を受託してもいいわけですよ。地域おこし協力隊の方などにとっては、3年の任期を終えた後その地域で活動したいけれど、生活を継続するための収入の1つにならないだろうか、等々を考えるきっかけになります。これだけ多彩な人たちが集まっている検討会ですので、そんな方法を少し検討いただければと思います。

それでは、本日の議題について終了したいと思います。今日はたくさんの貴重な御意見ありがとうございました。事務局では今後の農村振興に役立てていただければと思います。委員及び専門委員の皆様、御協力いただきまして誠にありがとうございました。これで座長を降ろさせていただきます、進行を事務局にお返しします。

司会：伊藤委員長はじめ、委員・専門委員の皆様、ありがとうございました。本日の御意見・御助言等を踏まえまして、今後の農村振興施策の推進に役立てていきたいと思っております。なお、冒頭にもお話ししましたが、本日の委員会の議事録は公開となります。後日事務局で作成した議事録案をメールまたはファクシミリでお送りしますので、お手数ですが皆様には内容の御確認をお願いします。

回答ができなかった部分につきましては、後日回答させていただきます。本日内容が盛りだくさんで説明不足なところもありました。特に、一番最後の「みやぎ農山漁村交流拡大推進方針」につきましては、持ち帰っていただいて色々見ていただきたいというのがありますし、遠藤委員からもありましたとおり、色んな方からの御意見をいただければ、我々の方でもこれからそういった御意見を反映して修正して最終的な方針として進めていきたいと思っておりますので、メール等で引き続き御意見賜ればと考えております。3月末までに決定しなければならないので、2月中とタイトな日程になっておりますが、よろしくお願いいたします。

あと、委員長からも御提案いただきましてありがとうございました。ワークショップ的なところも検討させていただきます。また、農村RMOで事務受託したらいいのではという話も、実際そういうのも今動いています。そうしたことも事例として御紹介させていただきながら、今後進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に、閉会にあたりまして、宮城県農政部農山漁村なりわい課、副参事兼総括課長補佐の齋藤より挨拶を申し上げます。

齋藤副参事：本日はお忙しい中、御参加いただきましてありがとうございました。また、各事業に対する貴重な御意見、御助言を賜りましたこと感謝申し上げます。

冒頭、開会挨拶の中で技監の高澤からもお伝えしましたが、県では「みやぎ食と農の県民条例」を実現するため、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」において農村の将来像や目標実現に向けて「ひと・もの・ちえを総動員した持続可能な農村の構築」を方針として掲げております。

本日皆様から頂戴いたしました評価や検討した内容に基づきまして、我々も事業を推進していくとともに、宮城県の農村振興に向けて職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き皆様の御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

司会：以上をもちまして、令和7年度宮城県農村振興施策検討委員会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。